

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 38

場所		<b>地域の防災力や備えを強化する / 備えの段階 / I-1-2 「防災教育・啓発の推進」</b>
日時		

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各自、防災訓練・講習会に参加する(A-2-1)</li> <li>●事前の備えこそが自分の命を守るという意識をしっかりと持つ(A-2-1)</li> <li>●自らの命を守るための「逃げる」「精神力」学校で教育を受けられるようにする(A-2-1)</li> <li>○各項目の啓発(非常持ちだし品の準備・点検、常に火元の注意、非常時の家族間の連絡方法の決定(落ち合う場所)、家庭内の安全対策(落下物、転倒防止対策)</li> <li>○家庭防災会議の推進(自主防災活動・学校防災活動との連携)</li> </ul>	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の地域住民への普及・研修の実施</li> <li>○学校での防災授業を行う(例えば交通安全教室のように)。</li> <li>○子どもが参加する防災訓練の実施</li> <li>○防災マップ作り(危険箇所の把握・周知、防災施設の把握・周知)</li> <li>○地域の保育園・幼稚園・各学校・福祉施設と共働き、次世代につなぐ取り組みと、保護者(PTA)を巻き込んだ活動をおこなう</li> </ul>	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員への防災教育・専門職員の養成(B-2-1)</li> <li>○地震・地震防災に関する教育の実施</li> <li>○県民の防災意識の高揚</li> <li>○地震対策に関する広報活動の積極的な実施</li> <li>○地震防災に関する知識の向上のための情報提供</li> <li>○職員に対する研修の実施・防災意識の高揚</li> <li>○過去の震災時での具体的・顕著な教訓事例を、自主防災組織等に提供</li> <li>○地域の防災活動への積極的な関わりを持つ</li> <li>○避難場所としての認識を持つと共に、全校児童(生徒)がいる想定の中で、地域住民が避難してくることを想定した訓練の実施</li> </ul>
	地震発生時						
	応急・復旧段階						
	復興段階						